

別紙

○令和4年1月13日基発0113第4号「石綿ばく露防止対策の推進について」

改正後	改正前
<p>基発0113第4号 令和4年1月13日 <u>一部改正 基発0509第4号</u> <u>令和4年5月9日</u></p>	<p>基発0113第4号 令和4年1月13日</p>
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>(略)</p>
<p>第2 効果的な周知等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 届出及び報告の徹底</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事前調査結果等の報告の周知徹底</p> <p>令和2年改正省令による改正後の石綿規則第4条の2に基づき、令和4年4月以降は、一定規模以上の建築物、船舶及び特定の工作物の解体等工事について、石綿使用の有無にかかわらず、原則として電子情報処理組織を使用して事前調査結果等の報告（以下「事前調査結果等の報告」という。）を所轄労働基準監督署長に行うことが義務付けられることから、令和3年度中から事前調査結果等の報告について積極的に広報し、同条の施行後は大気汚染防止法や建設リサイクル法の所管部署との連携や通報等を通じて、未報告事案の把握に努め、事前調査結果等の報告</p>	<p>第2 効果的な周知等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 届出及び報告の徹底</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事前調査結果等の報告の周知徹底</p> <p>令和2年改正省令による改正後の石綿規則第4条の2に基づき、令和4年4月以降は、一定規模以上の建設物、船舶及び特定の工作物の解体等工事について、石綿使用の有無にかかわらず、原則として電子情報処理組織を使用して事前調査結果等の報告（以下「事前調査結果等の報告」という。）を所轄労働基準監督署長に行うことが義務付けられることから、令和3年度中から事前調査結果等の報告について積極的に広報し、同条の施行後は大気汚染防止法や建設リサイクル法の所管部署との連携や通報等を通じて、未報告事案の把握に努め、事前調査結果等の報告</p>

の徹底を図ること。

(略)

第4 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る届出受理時及び監督指導等を通じた石綿ばく露防止対策の徹底

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止対策については、原則として第3に基づく店社指導により重点的に行うこととするが、各種届出や通報・情報等により特定の現場(第3に基づく取組の結果、指導が必要と考えられる店社が実施する工事の現場を含む。)を指導する必要がある場合には、以下によること。

1 (略)

2 計画届の審査等

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る計画届の審査に当たっては、石綿則第3条の規定に基づく事前調査において、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所(内壁、天井、床、屋根、煙突等)及び種類等を網羅的に把握し、的確に石綿ばく露防止対策が行われているかを確認するとともに、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(令和2年9月8日技術上の指針公示第22号。以下「技術指針」という。)に定める留意事項のほか、次の点に留意すること。

(1)～(2) (略)

3 作業届の審査における留意事項

(略)

(削る)

の徹底を図ること。

(略)

第4 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る届出受理時及び監督指導等を通じた石綿ばく露防止対策の徹底

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露対策については、原則として第3に基づく店社指導により重点的に行うこととするが、各種届出や通報・情報等により特定の現場(第3に基づく取組の結果、指導が必要と考えられる店社が実施する工事の現場を含む。)を指導する必要がある場合には、以下によること。

1 (略)

2 計画届の審査等

石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る計画届の審査に当たっては、石綿則第3条の規定に基づく事前調査において、作業を行う建築物等に使用されている建材等の使用箇所(内壁、天井、床、屋根、煙突等)及び種類等を網羅的に把握し、的確に石綿ばく露対策が行われているかを確認するとともに、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(令和2年9月8日技術上の指針公示第22号。以下「技術指針」という。)に定める留意事項のほか、次の点に留意すること。

(1)～(2) (略)

3 作業届の審査等

(略)

(1) 審査における留意事項

(略)

おって、ア(ウ)に掲げる欄については、当該時期について変更する場合又は届出時に時期が確定していない場合には、作業実施前に変更又は確定した当該時期について連絡するよう指導すること。

ア 作業届の審査

(ア)～(ウ)

(略)

第5 吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 関係行政機関との連携による石綿等が吹き付けられた建築物の把握等

(1) (略)

(2) (1)の結果、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等により労働者が石綿粉じんにはばく露するおそれのある事業場を把握した場合には、必要な指導を行い、第2の4に掲げる事項を含め石綿則に定める措置等について周知を図ること。その際、対象事業場を一定数把握した場合には、可能な限り地方公共団体と連携して集団指導を行うなど、効率的・効果的な指導の実施に努めること。その上で、特に必要が認められる場合には、監督指導等を行うこと。

(略)

(略)

おって、(ウ)に掲げる欄については、当該時期について変更する場合又は届出時に時期が確定していない場合には、作業実施前に変更又は確定した当該時期について連絡するよう指導すること。

(新設)

(ア)～(ウ)

(略)

第5 吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 関係行政機関との連携による石綿等が吹き付けられた建築物の把握等

(1) (略)

(2) (1)の結果、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の損傷等により労働者が石綿粉じんにはばく露するおそれのある事業場を把握した場合には、必要な指導を行い、上第2の4に掲げる事項を含め石綿則に定める措置等について周知を図ること。その際、対象事業場を一定数把握した場合には、可能な限り地方公共団体と連携して集団指導を行うなど、効率的・効果的な指導の実施に努めること。その上で、特に必要が認められる場合には、監督指導等を行うこと。

(略)